

広報あち

おしらせ版

8月

(平成26年) 2014.08 No.17



発行・編集:阿智村役場 〒395-0303 長野県下伊那郡阿智村駒場483番地 TEL.0265-43-2220 FAX.0265-43-3940
ホームページ <http://www.vill.achi.nagano.jp/> 阿智村の人口【8/1現在】(人口) 6,706人 男 3,240人 女 3,466人 (世帯) 2,369戸

お知らせ

人権擁護委員について

人権擁護委員は、憲法で保障されている国民の基本的な人権、すなわち生命、自由及び幸福追求等の権利が侵犯されることのないように監視し、もしこれが侵犯された場合には、その救済のために適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもって使命とするとされています。

具体的には、人権侵犯事件があった場合にはその救済のために調査及び情報の収集をなし法務省長野地方方法務局への報告、あるいは関係機関に対して告発、勧告を行うなどの処置を講ずること、またその他広く人権の擁護に努めることを職務としています。

村では、現在四名の方がこの人権擁護委員として法務大臣から委嘱されています。六月末日をもって、原正由様(伍和・大鹿)が一期三年の

任期を満了し退任され、新たに美濃部利昭様(伍和・上郷)が就任されました。

阿智村担当の人権擁護委員の皆様

(委嘱順・敬称略)

- 櫻井 茂男(清内路・下清) 四期目
- 塚田 宏子(駒場・砂田) 二期目
- 山口 直隆(浪合・荒谷) 一期目
- 美濃部利昭(伍和・上郷) 一期目

飯田人権擁護委員協議会では、随時人権擁護委員による特設人権相談所や法務局内での常設の相談所を開設していますのでご利用下さい。

●お問い合わせ

民生課福祉係(内線二四二)



九月の集団健診について

九月に集団健診を実施します。平日にご都合のつかない方は日曜健診をぜひご利用ください。

◆健診日程・受付時間

- ・九月三日(水) 午前八時～十時
- ・九月七日(日) 午前八時～十時

◆健診内容

身長・体重・血圧・血液検査等

◆健診料金

- 国保特定健診 千円
- 三十九歳以下 千円
- 七十五歳以上 無料

C型肝炎・前立腺がん検査六百元

健診のお申し込みは随時受け付けます。

●お問い合わせ

民生課健康増進係

(内線)二八・二二九

**障害者優先調達推進法に基づく
阿智村の平成25年度調達
実績および平成26年度調
達方針について**

平成二十五年四月より、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（障害者優先調達推進法）」が施行されています。

この障害者優先調達推進法に基づき、阿智村における平成二十五年調達実績および平成二十六年調達方針を公表します。

**平成25年度
阿智村障がい者就労施設等からの物品等の調達実績**

平成25年度調達目標額 400,000円
平成25年度調達実績額 372,456円
達成率 93.1%

品目等	件数	金額（円）	内容
物品	① 事務用品・書籍		
	② 食料品・飲料	5	83,270 保育所パン等
	③ 小物雑貨		
	④ その他の物品	3	102,600 花苗
	物品計	8	185,870
役務	① 印刷		
	② クリーニング		
	③ 清掃・施設管理		
	④ 情報処理・テープ起こし		
	⑤ 飲食店等の運営		
	⑥ その他の役務	2	186,586 花壇管理等
	役務計	2	186,586
合計	10	372,456	

平成二十六年 阿智村障がい者就労施設等からの物品等調達推進方針

1、趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（平成二十四年法律第五〇号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第九条第一項の規定により、当村における障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため、必要な事項を定めた本方針を策定する。

2、用語の意義

本方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3、適用範囲

本方針の適用範囲は、村内全ての機関が発注する物品又は役務（以下「物品等」という。）とする。

4、調達の対象となる障がい者就労施設等

調達の対象となる障がい者就労施設等は、以下のうち、物品等の調達可能な施設等とする。

- (一) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく事業所・施設等
- ① 就労移行支援事業所
- ② 就労継続支援事業所（A型・B型）
- ③ 生活介護事業所
- ④ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）
- ⑤ 地域活動支援センター
- ⑥ 小規模作業所

(二) 障害者の雇用促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）に定める障がい者を多数雇用している企業等

① 障害者雇用促進法に基づく子会社の事業所（特例子会社）

② 重度障がい者多数雇用事業所（※）
③ 重度障がい者多数雇用事業所の要件

ア 障がい者の雇用者数が5人以上
イ 障がい者の割合が従業員数の20%以上

ウ 雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上

(三) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障がい者等

① 在宅就業障がい者（自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者）

② 在宅就業支援団体（在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体）

5、調達を推進する物品等及びその調達目標
障がい者就労施設等が供給可能な物品の購入及び役務の提供を調達推進項目とし、その調達目標は、平成

二十四年度実績額を上回る四〇〇千円以上とする。

6、調達の推進方法

(1) 障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、全庁的な取組を推進する。

(2) 障がい者就労施設等の提供可能な物品及び役務についての情報を組織全体で共有し、障がい者就労施設等への発注に努める。

7、調達方針及び調達実績の公表

(1) 調達方針を策定し、又は見直しときは、村ホームページ等により公表する。

(2) 調達実績は、翌年度の5月末までに取りまとめ、村ホームページ等により公表する。

8、調達方針の担当窓口

この調達方針に関する担当窓口は、民生課とする。

●お問い合わせ

民生課福祉係（内線二四三）

忘れないで！

国民健康保険(国保)の

届出

就職・転職、転入・転出などをした場合は、忘れずに国保の手続きをしましょう。

◆届け出は十四日以内に

下記の事項に該当する方は、異動のあった日から十四日以内に必ず手続きをしてください。

◆届け出が遅れると・・・

- ・ 国保税をさかのぼって納付
 - ・ 加入までの医療費を全額負担
 - ・ 医療費を返還しなければならぬ場合があります。
- 早めに手続きをしましょう。

◆就学中の方

・ 在学証明書、印鑑をお持ちください。他市町村に転出した方で、修学中の方は親元の世帯の国保に加入できます。

◆交通事故にあった時は・・・

・ 保険証、印鑑、事故証明書をお持ち

ご確認ください。

・ 示談をされる前に保健係にご相談ください。

●お問い合わせ

民生課保健係（内線二四一）

	届け出が必要な場合	必要な物
国保に加入	転入したとき	転出証明書、印鑑
	職場の健康保険をやめたとき	左記の証明書、印鑑、年金手帳
	職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	
	子どもが生まれたとき	保険証、母子健康手帳、印鑑
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止通知書、印鑑
	外国籍の人が加入するとき	在留カード・パスポート
国保をやめる	転出するとき	保険証、印鑑
	職場の健康保険に加入したとき	国保と健康保険の保険証、印鑑、年金手帳
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	
	死亡したとき	保険証、印鑑
	生活保護を受けたとき	保険証、保護開始通知書、印鑑
	外国籍の人が脱退するとき	保険証、在留カード

申請受付中 臨時福祉給付金・子育て 世帯臨時特例給付金に ついて

消費税率引き上げに伴う負担の影響を緩和するために、暫定的・臨時的な措置として実施される、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金は、現在役場窓口と郵送による方法で申請を受け付けています。

今年度の住民税が非課税となり、臨時福祉給付金の支給対象となる見込の方と今年一月分の児童手当の受給者で子育て世帯臨時特例給付金の給付対象となる見込の方には、既に申請書用紙を郵送によりお届けしています。申請期限は九月三十日までです。ご確認のうえ、早めにご提出下さい。

「臨時福祉給付金」や「子育て世帯臨時特例給付金」に関して、村や県・厚生労働省などの職員が、

○ATM（銀行やコンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることはありません。

○給付金支給のために手数料などの振込を求めることはありません。

○キャッシュカードをお預かりすることはありません。

○電話で世帯構成や金融機関の口座番号を問い合わせることはありません。

このようなことで電話や郵便物が届いた場合は、迷わずに役場や警察署にご連絡ください

●お問い合わせ

民生課（内線二四二）

農業委員会からの

お知らせ

～新農業委員の体制～

平成二十六年七月二十日から三年間農業委員として阿智村の農業振興のためにご尽力いただく十八名の方が決まりました。

委員の皆さんの互選により、会長に内田有一さん、会長職務代理に原

秋喜さんが選出されました。年々増加する耕作放棄地の実態調査等を行い、それを解消するための農業施策等、新農業委員の皆さんの今後の活動が期待されます。

農地の売買、賃貸等に関するご相

談がありましたら、お近くの農業委員までお願いいたします。

●お問い合わせ

阿智村農業委員会事務局

（内線二二六）

新農業委員名簿

議席	役職	氏名	出身部落名	電話番号
1	会長	内田 有一	中関下	43-3219
2	会長代理	原 秋喜	備中原	43-3608
3	委員	熊谷 友一郎	濃 間	44-2107
4	委員	熊谷 直己	中 平	45-2450
5	委員	井原 知己	西栗矢	43-3346
6	委員	水上 賢	大 沢	43-2820
7	委員	原 陽子	備中原	43-3615
8	委員	肥 後 進	原の平	43-3338
9	委員	安 川 央	馬 場	43-2138
10	委員	佐々木 孝子	荒 谷	47-2421
11	委員	高 坂 正彦	下 郷	43-3650
12	委員	塩 澤 悦夫	七久里	43-2958
13	委員	藤 澤 英敏	上半堀	47-2057
14	委員	木 下 秀直	東栗矢	43-3397
15	委員	岡 庭 章	上 町	43-2054
16	委員	櫻 井 菊廣	下清2	46-2636
17	委員	牛 山 和志	昼 神	43-2645
18	委員	井 原 邦子	東栗矢	43-3388

任期：平成26年7月20日～平成29年7月19日

保育料を据え置き

六月二十三日開催の、阿智村保健福祉審議会児童福祉分科会（山本博宣委員長）において平成二十六年年度の保育料についてご協議いただきました。

今年度は、①平成二十二年度の改定や二十三年度の浪合地区の保育料統一から間がないこと、②国は二十二年改定以降、徴収基準額を変更していないこと。③来年度から施行される、子ども・子育て支援新制度における利用者負担（保育料）については、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定めることとされており、今後来年度の保育料について検討しなければならぬことなどから据え置くことで了承されました。保育料については下記のとおりです。

●お問い合わせ

教育委員会 保育園係

☎四五―二二三

平成26年度 保育料徴収基準額表

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収基準（月額）			
階層区分	定義	未満児の場合(円)	3才児の場合(円)	4才以上児の場合(円)	
第1階層	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む)	0	0	0	
第2階層	第1階層及び第4-1～第7階層を除き、前年度分の市町村民税額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税 非課税世帯	7,300 (6,300)	5,500	5,300
第3階層		村民税課税世帯	14,800 (13,800)	11,100	10,800
第4-1階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	20,000円 未満	20,200 (19,200)	15,300	14,900
第4-2階層		20,000円 以上 40,000円 未満	22,500 (21,500)	17,900	17,500
第5-1階層		40,000円 以上 71,500円 未満	26,800 (25,800)	19,700	19,200
第5-2階層		71,500円 以上 103,000円 未満	31,000 (30,000)	20,000	19,800
第6-1階層		103,000円 以上 258,000円 未満	35,600 (34,600)	20,800	20,400
第6-2階層		258,000円 以上 413,000円 未満	39,100 (38,100)	21,200	21,000
第7階層		413,000円 以上	42,500 (41,500)	24,600	24,200

※3歳到達児童の保育料は、未満児の保育料から1,000円を減額。

※同一世帯で同時に2人以上の児童が入所している場合、保育料が軽減されます。

・同時入所児童のうち1人目は全額徴収、2人目は1/2徴収、3人目は無料。

※3子目以降の3歳以上児は全額免除。3歳未満児は1/2免除。

※第2・3階層の母子・父子世帯、障害者のいる世帯は減免があります。

・第2階層は全額免除。第3階層は1,000円減額。

※阿智村に住所を有する広域入所児童1人あたり、徴収基準額に5,000円を加算。

狩猟免許試験が 実施されます

新たに狩猟免許を取得しようとする方を対象に、初心者講習会、免許試験が次の日程で開催されます。受験希望者は期限までに申込手続きをお願いします。

（初心者講習会）

・日時 九月六日（土）

午前八時～午後五時

・場所 飯田合同庁舎二階 講堂

（免許試験）

・日時 九月十四日（日）

午前八時～午後四時

・場所 飯田合同庁舎3階 講堂

（申込期間）

八月十一日（月）～二十二日（金）

（受付場所）

下伊那地方事務所 林務課林務係

申込書類は役場にありませぬ。手数料等詳細については問合せ下さい。

●お問い合わせ

ふるさと整備課 林務係

（内線二二二）

「法の日」週間を迎えて

十月一日は、「法の日」です。「法の日」は、国民の皆さんに、法の役割や重要性について考えていただくきっかけになるようにと、裁判所、検察庁及び弁護士会の協議で提唱され、昭和三十五年、政府によって「国をあげて法の尊重、基本的人権の擁護、社会秩序の確立の精神を高めるための日」として定められました。

裁判所、法務省、検察庁及び弁護士会では、十月一日からの一週間に「法の日」週間とし、毎年、全国各地で各種の行事を実施しています。裁判所では、全国各地で法や裁判手続に関する説明会や見学会、講演会等の催しを行う予定です。

○「法の日」週間に実施される行事に参加して、法を身近に感じてみませんか？

「法の日」週間にちなんで裁判所で実施される各地の行事は「裁判所ウェブサイト」

(<http://www.courts.go.jp/>)で紹介

介しています。このサイトでは裁判例情報や司法統計など様々な情報をご覧いただけます。また、裁判員制度の詳しい情報については、裁判員制度ウェブサイト (<http://www.saibanin.courts.go.jp/>) で紹介していますので、是非アクセスしてみてください。

●お問い合わせ

長野地方裁判所事務局総務課庶務係

☎〇二六―四〇三―二〇〇八

「法の日」週間行事の
開催について

長野地方・家庭裁判所では、「法の日」週間行事として、法律・人権・調停・公証無料相談階を、県内十二会場で開催します。法律問題等でお困りの方や、専門家に相談してみたい方は、ぜひご参加下さい。

・飯田会場

十月三日（金）

午前十時から午後四時まで

●お問い合わせ

長野地方・家庭裁判所飯田支部

☎二二―〇一八九

防災行政無線のアナログ 放送を終了しました

七月十七日（金）より、防災行政無線のアナログ放送を終了しました。現在アナログ用の戸別受信機をお使いの方は、受信できなくなりまので、至急総務課までご依頼下さい。個人事業主の方で、住宅とは別に店舗等がある場合は、今一度確認をお願いします。

デジタル用受信機に取り替え済みの場合は、特に影響ありません。また、デジタル受信機をお使いの方で、放送が上手く聞こえない方や、雑音が入るといふ場合は、再度調整をさせて頂きまのでご連絡下さい。

●お問い合わせ

総務課消防防災係（内線二七二）

村内一斉防災訓練

8月31日(日)
午前6時30分

村内一斉防災訓練を8月31日(日)朝6時30分より行います。今回の訓練では、住民の安否確認と避難訓練をお願いします。大震災等発生時は、安否の情報提供が重要となります。

訓練だから…ではなく、災害を想定し行ってください。

訓練の流れ

午前6時30分 訓練地震発生・避難訓練開始の無線放送

◇各家庭内◇

1. 家族全員の安否を確認する
2. 大規模な地震が起きたことを想定して、室内の安全、ブレーカーの切断、火の元、消火器の点検をする
3. 倒れそうな家具はないか点検しましょう

◇避難開始◇

1. 隣組等で全員の安否・所在を確認した後、指定避難所へ集合する。避難の際、周辺の危険箇所等の確認をする。
2. 自主防災会長に各世帯の人数、現在の状況等を報告する
3. 自主防災会長は、緊急時支援計画書等を参考に、全世帯の安否を確認する

◇役場に報告◇

1. 自主防災会長は、住民数、避難者数、被害状況等を役場災害対策本部に報告する

◇防災マップ確認◇

1. 各地区で作成した防災マップがある場合は、危険箇所、消火栓などの防災設備を歩いて確認しましょう

☆以上で一斉の訓練は終了です。自主防災組織の独自訓練に参加しましょう。

○お問い合わせ：総務課消防防災係（内線272）

海で安全に楽しむために

楽しいマリンスポーツシーズンですが、ちょっとした不注意が命に係る事故につながる危険があります。安全に楽しむために次のことに留意してください。

自己救命策の確保 3つの基本！

- ライフジャケット等の常時着用
- 防水バック入り携帯電話の携行
- 海のもしもは118番

海水浴での一般的な注意事項

- ★ 強風、波浪の高いときは遊泳しない！
- ★ 遊泳区域で泳ぐ
- ★ 子供だけの遊泳はさせない！保護者は子供から目を離さない！
- ★ お酒を飲んだら泳がない！

●お問い合わせ

第九管区海上保安本部
☎〇二五―二八五―〇一一八

募 集

村営住宅の入居者募集

村営住宅の入居者を募集します。
募集住宅名・戸数・間取り等は左記のとおりです。入居を希望される方は、定住支援センターまでご連絡下さい。

●お問い合わせ

地域経営課定住支援センター

☎四三一一二二〇（内線二三三）

住宅名	戸数	間取り	地区名	条 件 等
定住促進堀上住宅	1戸	3LDK	清内路	・定住促進住宅 ・世帯向け
定住促進川裾住宅	2戸	2LDK	清内路	・定住促進住宅 ・世帯向け
アラヤ第1住宅	2戸	3DK	清内路	・公営住宅 ・世帯向け ・所得制限有り
川 裾 第 2 住 宅	1戸	3DK	清内路	・公営住宅 ・世帯向け ・所得制限有り
上 町 団 地	2戸	3LDK	浪 合	・定住促進住宅 ・世帯向け
向 団 地	2戸	3LDK	浪 合	・定住促進住宅 ・世帯向け
栗 代 団 地	3戸	1DK	浪 合	・特定公共賃貸住宅 ・単身向け
大 平 団 地	1戸	3DK	浪 合	・公営住宅 ・世帯向け ・所得制限有り

相 談

成年後見制度

夜間相談会開催について

成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない方の権利を守るため、ご家族や第三者が本人に代わって、財産管理や契約行為を行うことを認める制度です。

成年後見制度について、どんな相談でもお受けします。

○日時

八月二十七日（水）

午後五時三十分から午後八時まで

○場所

さんとぴあ飯田（飯田市東栄町）

二階相談室

○相談対応

いいた成年後見支援センター職員

○相談料

無料

人権相談所の

開設について

○申し込み・問い合わせ
事前に申込みをお願いします。
いいた成年後見支援センター
☎五三一一三二八七

親子や夫婦関係などの家庭問題、差別や借金問題等生活上のことでお悩みの方はぜひご相談下さい。また、子どものいじめ、体罰、虐待、不登校などでお困りの方は、「子どもの心配ごと相談所」へご相談下さい。

特設人権相談所

○日時 九月十一日（木）

午前九時から正午まで

○会場 阿智村保健センター

（特設人権相談所は、阿智村の人権擁護委員が相談に応じます。）

子どもの心配ごと相談所

○日時 九月六日（土）

午前十時から午後三時まで

○会場 飯田市りんご庁舎

松川町中央公民館

阿南町民会館

●お問い合わせ

民生課福祉係（内線二四二）

又は

飯田人權擁護委員協議会・長野地

方法務局飯田支局

☎二二一〇〇一四

**財務省関東財務局長野
財務事務所の相談窓口で
す！**

長野財務事務所では、財務省の総合出先機関として、地域の皆様からの相談を、無料で受け付けています。一人で悩まないで、迷わずご相談ください（無料）

相談先

・だまされしないで！危ない投資勧誘！（投資勧誘相談）

☎〇二六―二三四―五二五

・借金の返済でお悩みはありませんか？（多重債務相談）

☎〇二六―二三四―二九七〇

こんにちは 自立生活支援センターです

No.11

～活動的な生活で認知症を予防しましょう～

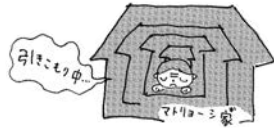
「年をとっても認知症にだけはなりたくない！」誰もがそう願っていると思います。しかし、年とともに脳の機能が衰えていくのは自然なことです。大切なことは、**認知症から目をそむけるのではなく、どうすれば発症や進行を遅らせることができるかを知ること**です。

運動や食事、睡眠などの生活習慣、持病の管理、毎日の生活の送り方などが認知症の発症と深く関係していることがわかってきています。**意識をもち、活動的な生活で、認知症を予防しましょう。**

認知症になりやすい生活

つき合い

人づき合いが少なく、家に閉じこもりがち



知的刺激

新聞や本などをほとんど読まない



趣味

熱中できるものがない



運動・身体活動

体を動かす機会がほとんどない



前向き思考

認知症になるのでは…など毎日心配している



認知症を予防するために

地域のイベントに参加するなど、外出する機会を増やしましょう



ニュースなど新しい情報に敏感になりましょう



趣味やボランティアなど生きがいを見つけましょう



積極的に体を動かしましょう



気持ちを前向きに持ち、「今」を楽しみましょう



ちょっと知りたいこと

役場管理栄養士より

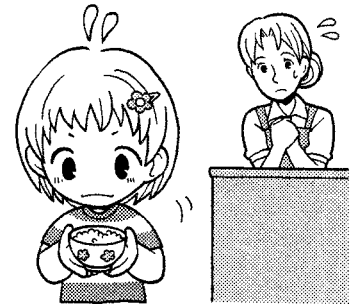
子どものお手伝い

「まだ小さいから無理」「自分でやった方が早くて楽」などと決めつけて、子どもにお手伝いをする機会を与えないいませんか。ぜひお手伝いをさせましょう！

お手伝いを「見守る」？「見張る」？

子どもにお手伝いをさせる時、様子を見守っているつもりでも、つい細かな動作や行動までチェックして「見張る」ことになってはいませんか。

子どものやり方に何かいいなくなる気持ちはわかりますが、幼児がうまくできるようになるまでに時間がかかるのは当然のこと。その場を少し離れて、子どもに任せてみることも大切です。お手伝いは自立への第一歩。口出ししすぎないように、気をつけましょう。



食事のお手伝い例

調理を手伝う



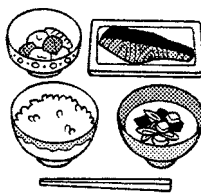
(ポイント)
野菜を洗う、皮をむく、包丁で切る、料理を盛りつける…。子どもの興味に合わせていろいろな手伝いを体験させましょう。包丁を使う時は、必ずそばについて、持ち方や扱い方をきちんと教えましょう。

食卓をふく



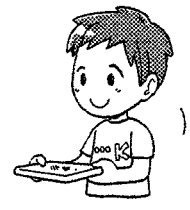
(ポイント)
食器を並べる前にテーブルを台ぶきんでふかせます。最初に四隅まできちんとふくように教えます。食事後テーブルをふかせる時は、食べこぼしを床に落とさず、そっとふき取るように教えます。

料理を並べる



(ポイント)
はじめに食卓の各席の前に、はしを並べさせます。和食は、ごはんが左、汁物が右、おかずとごはん汁物の向こう側に置くように教えます。毎日、料理をならべさせることで、自然に正しい配ぜんが身につきます。

食器を下げる



(ポイント)
まずは、油のついていないカップや茶碗などから運ばせます。食器は重ねると汚れがほかにもついてしまうので、重ねないように教えます。無理をせず、ひとつずつ両手で運ばせましょう。

食器をふく



(ポイント)
食器ふきは、片手で食器をしっかり持てなければ上手にふけません。幼児では、小さなコップや小皿、はしなどが適当です。成長に合わせて、少しずついろいろな食器をふいてもらう機会を増やしましょう。

おとなも見直したい食事マナーのお話 好きなものだけ先に食べてもよい？

食事の時、好きなものだけ先に食べたり、ひとつのものばかり集中して食べたりしていませんか？食事マナーでは、そのような食べ方は好ましくないこととされています。

子どもの時からできるだけ、ごはん汁物、おかずを交互に食べる習慣を身につけたいものです。

食べ方にもマナーがあることをお子さんにも伝えていきましょう。



子どもをやる気にさせるには、保護者が子どもを家族の中のひとりの働き手として扱ってあげることが大切です。どんなに小さなことでもよいので、役目をつく

ってあげると「自分は役に立てたんだ」と喜び、自信を持つようになります。

子どもが「(お手伝いを)してあげる」と近寄ってきたらチャンス！「手伝って」のひとつがやる気を育てます。「ありがとう」、「助かる」などと感謝の言葉をこまめに伝えるようにしましょう。

～たのしくたべようニュース (株)少年写真新聞社より～

子育てカレンダー

2014年



日	月	火	水	木	金	土
	1 	2 ★ わくわく ひよっこ ちびっこ智里東保 ちびっこ浪合保	3 ★	4 ★★ こども広場 ちびっこあふち保 ちびっこ清内路保	5 ★★ ちびっこ伍和保	6 わくわくキッチン
7 講演会	8 ★★	9 ☆ ☼ さくらんぼ教室 1歳半健診	10 ★★	11 ★★ こども広場	12 ★ ☼ たんぼぼ教室	13 (使用不可)
14	15 敬老の日	16 ★ ☼	17 ★★	18 ★★ こども広場 12ヶ月相談	19 ★ ☼ すくすく	20 ☆ ブックスタート
21	22 ★★	23 秋分の日	24 ★ ちびっこ智里西保	25 ★★ こども広場	26 ★★ ☼ つぼみ教室	27 (使用不可)
28	29 ★★	30 ☆ ☼ うきうき 乳幼児健診				

- ☆：午前保健センター2階使用可能
- ★：午後保健センター2階使用可能
- ☼：心理士さんがいます

問合せ先：民生課健康増進係 保健師 TEL 43-2220 (内線228・229)
教育委員会 子育て支援室 TEL 45-1232

(都合により日程が変更になる場合があります。ご承知おきください。)

ご存知ですか？

来年の4月から、子ども・子育て支援制度がスタートします。でも、聞き慣れない制度の話なんて、いったい何のことだかわからないなあ…という方が多いことと思います。

そこで、子ども・子育て支援制度についての講演会を開催します。広く、大勢の村民の方のご参加をお願いします。



子ども・子育て支援制度講演会

「子ども・子育て支援制度について」

～ニーズ調査の結果を基に～

日 時：9月7日(日) 9:30~11:30

場 所：コミュニティ館 2Fホール

講 師：日本福祉大学准教授 中村強士氏



この春、ニーズ調査として乳幼児がおいでの保護者のみなさんにアンケートをとらせていただきました。何か変わるの？ 今とどう違うの？…

どんな制度なのかを皆さんで学び、考えましょう。



チャレンジゆうAchi通信

No.60
平成26年 8月20日

H26年9月1日～H26年9月30日のスケジュール

日	月	火	水	木	金	土
	1 水 泳 英会話	2 基礎トレーニング ソフトボール ソフトJrテニス	3 バドミントン⑧	4 エンジョイ ウォーキング	5 陸 上 空 手 フラダンス	6
	8 水 泳 英会話	9 基礎トレーニング ソフトボール ソフトJrテニス 中国語	10	11 エンジョイ ウォーキング アロマヨーガ	12 陸 上 空 手 フラダンス	13 
14 ソバ打ち	15 英会話  敬老の日	16 基礎トレーニング ソフトボール ソフトJrテニス	17 華道	18 エンジョイ ウォーキング	19 陸 上 空 手 フラダンス	20
21	22 水 泳 英会話	23  秋分の日	24 絵画教室	25 エンジョイ ウォーキング アロマヨーガ	26 陸 上 空 手 フラダンス	27 下伊那オープン ソフトボール大会
28 下伊那オープン ソフトボール大会	29 水 泳 英会話	30 基礎トレーニング ソフトボール ソフトJrテニス				

チャレンジゆうAchi情報

体育館コートイッパイで大盛況のバドミントン教室に続きスポーツ講座が始まります。

「楽しいピンポン」参加申込受付中

9月24日(水)～8回講座 500円
阿智中体育館 講師 原 崇久さん



新規「昼間の生け花教室」 ●●●●●●●●

9月から毎月第1・3水曜日 AM10:00～11:30
中央公民館 講師 マキ・マリさん

参加希望者をお待ちしております。

※夜の講座でなく、昼間の講座をご希望される方がおられましたら、ご相談にのります。



中学3年生の皆さんへ

部活が終わり、なまった体をチャレンジゆうAchi 基礎トレ・スポーツ講座等で、気分転換と、高校受験に向けての体力作りに活用してみませんか。参加のお電話をお待ちしております。



チャレンジゆうAchiは、どこでも・だれでも・いつでも・いつまでも参加者皆様で作る文化とスポーツの楽しいクラブです。途中入会もできます。

パンフレットにない講座「ゴルフ教室」5回の講座がウエストポート練習場で行われ盛況の内に終了し講座延長となりました。

新設希望講座がありましたらお話を承ります。事務局にも、気軽にお立ち寄りください。

申し込み、お問い合わせ先・チャレンジゆうAchi (43-2061) 中央公民館内事務局迄